

回 答 書

平成 18 年 5 月 1 1 日

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク御中

KDD I 株式会社

この度は当社業務に関する貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございます。平成 18 年 4 月 24 日付けで頂きました申入書に対し、下記のとおり回答させていただきます。

記

貴法人殿からご指摘いただいたとおり、最近の携帯電話の普及は著しく、小中学生をはじめとする未成年者も多く利用している状況の下、月間百数十万件もの契約事務処理を効率よく円滑に遂行することと制限行為能力者の保護はともに重要な問題と認識しており、両立は可能であると考えております。

制限行為能力者保護制度の趣旨は、特に経済的観点に着目して制限行為能力者の保護を図るものと理解しておりますが、当社は、利用料金高額化の歯止めとして以下のようなサービス・機能を提供しており、加えて設定内容の変更や機能の廃止には専用のパスワード又は親権者の方の個別の同意を必要とする等、保護対象者について十分な限度額管理ができるものと考えております。

(1) 料金安心サービス

料金安心サービスは、利用料金高額化の予防のため、以下の 2 種の機能を提供しております。

①お知らせコース

月々の利用額が一定額を超過する毎に、その旨を Eメールで登録先にお知らせ致します。お知らせ先は、PCの Eメールアドレスも含め 2 つまで登録可能ですので、親権者の方々には、お子様の利用額管理にご利用頂いております。

②ご利用停止コース

月々の利用額が一定額を超過した場合、当該月の通信を規制し、利用料金の高額化を抑止致します。本サービスの廃止、ご利用上限額変更の際には本サービス専用のパスワードが必要です。

(2) 端末機能としての通信制限

未成年者のご利用を想定した一部の端末には、あらかじめ通話可能時間やメール送

信可能回数を設定することにより、一定以上の通信を制限することができる機能を搭載しています。この機能の設定・変更についても専用のパスワードが必要です。

当社が提供しております携帯電話サービスの料金プランは、基本的に月額基本料と従量制通信料の合計で構成されております。基本料が低額のプランについては、従量制通信料単価が高く無料通話分が少ない構成になっており、逆に、基本料が高額のプランについては、従量制通信料単価が安く無料通話分が多い構成になっております。したがって、仮に基本料が高額のプランを選択した場合でも一概に利用料金が高額になるとは言えず、利用頻度により、むしろ基本料が低額のプランを選択した場合の方が高額となるリスクもあるため、いずれの料金プランが選択された場合でも予想外の過大な経済的負担の発生を回避する手段としては、先述のような機能が有効であると考えております。

その他にも「有料サイト規制」という機能も提供しており、E Z w e bを利用した有料サイトへのアクセスや、有料コンテンツの購入を制限することができます。もともとは青少年が出会い系サイトなどにアクセスし利用料が高額化することを防ぐ機能として提供を開始したため、契約者が18歳未満である場合に限りませんが、この機能の廃止の請求を行う場合には親権者の個別の同意を頂くこととしております。

当社は以上のように、制限行為能力者保護制度の主旨を経済的負担増の危険性回避と捉えた上、利用額高額化を抑止し得るサービスを提供することで、“より簡便で効率的な契約変更手続きというお客様の利便性”と“制限行為能力者保護”との両立が図られるものと考えておりますが、貴団体からのご指摘も踏まえ、今後制限行為能力者の保護を一層推進するために、「料金安心サービス」等を親権者の方によりよくご理解いただけるようなご案内方法などを検討して参りたいと存じます。ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

以上



6040847

X

野々山 宏様

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク



エロセビル5F

五二九番地

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町

発信部署 渉外部

担当者 江口・安達

TEL 03 - 6678 - 0685

(発信日 2006 年 5 月 11 日)

KDDI株式会社 (Homepage: <http://www.kddi.com/>)

〒102-8460 東京都千代田区飯田橋 3-10-10 ガーデンエアタワー

〒163-8003 東京都新宿区西新宿 2-3-2 KDDIビル

